

高知県こども計画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 こども基本法(令和4年法律第77号)第2条第2項に規定するこども施策及び同法第10条第1項に規定する都道府県こども計画に関する事項を調査審議する機関として、高知県こども計画推進会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) こども計画の変更に関すること。
- (2) こども計画に基づく施策の進捗管理に関すること。
- (3) こども・若者からの意見聴取の取組方法に関すること。
- (4) その他こども計画に関すること。

(組織)

第3条 会議の委員は、高知県子ども・子育て支援会議設置条例第3条に基づき知事から委嘱された者をもって充てる。

- 2 会議の会長は、高知県子ども・子育て支援会議(以下「支援会議」という。)の会長が務める。
- 3 会議に、専門的な観点から助言等を行うアドバイザーを置くことができる。

(会議)

第4条 会長が必要と認めるときは、支援会議と別に単独で会議を招集する。

(事務局)

第5条 会議の事務局は、高知県子ども・福祉政策部子育て支援課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、運営にかかる事項は高知県子ども・子育て支援会議設置条例によるものとする。

附則

この要綱は、令和8年3月23日から施行する。